

【陳情の審査】

陳情第117号

タワーマンション等の大規模マンションにおける宅配の効率化と
物流の脱炭素化に向けた検討を求める陳情

資料1 陳情第117号 説明資料

環境局

1 陳情の趣旨

タワーマンション等の大規模マンションにおける宅配の効率化と物流の脱炭素化に向けた検討を求める陳情

陳情要旨

- ・ 市内で増加する**タワーマンション**や**大規模マンション**において、建物構造やセキュリティの厳格化により、**宅配業者の負担が深刻化**している。
- ・ **宅配業者の負担軽減**や**再配達削減**、**CO₂削減**や**持続可能な都市物流の確保**に向けて、**宅配ボックス設置への助成**など、**実効性ある検討**を求める。

陳情理由

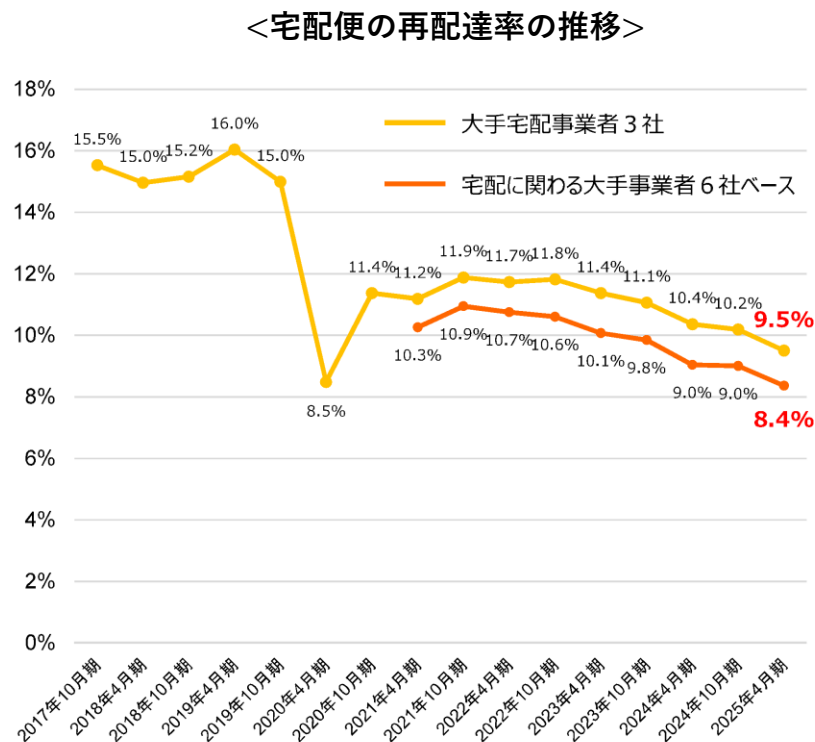
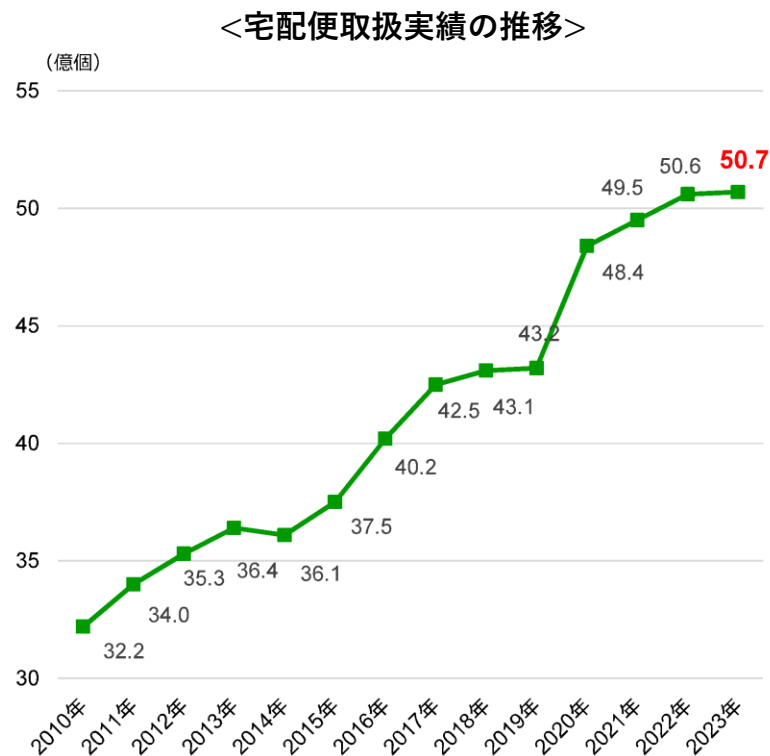
- ・ タワーマンションや大規模マンションではセキュリティ対策として**オートロックを複数通過する必要がある**、**1件あたりの配達に多くの時間を要している**。また、貨物用エレベーターが1基しかない建物も多く、複数の宅配業者が順番待ちを強いられ、**長時間待機を余儀なくされる**など**配送効率が著しく低下**している。
- ・ **宅配ボックスの数が世帯数に対してきわめて少なく**、**再配達が常態化**しており、**宅配業者の負担増加**及び**CO₂排出量の増加**に影響を及ぼしている。

2 宅配便の再配達の現状

- 宅配便取扱実績は年々増加し、令和4年度は約50億個となっており、過去5年間で約1.2倍増加している。
- 宅配便の再配達率は、近年微減傾向にあり、令和7年4月時点で**8.4%**となっている。

※

※宅配に関わる大手事業者6社ベース



再配達のトラックから
排出されるCO2の量は
年間でおよそ25.4万トン
(令和2年度国交省試算)

3 宅配便の再配達抑制に関する国の動向①

令和5年6月 「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定（国土交通省）

- ・ 再配達率の半減（12%→6%）に向けて、コンビニ・ガソリンスタンドでの受取やマンションにおける宅配ボックスの設置、置き配が進む取組等を推進するとともに、消費者の行動変容を促すインセンティブの付与に向けて調整するなど、宅配事業者の負担軽減に資する取組を推進。

令和6年6月 「マンション標準管理規約」の改正（国土交通省）

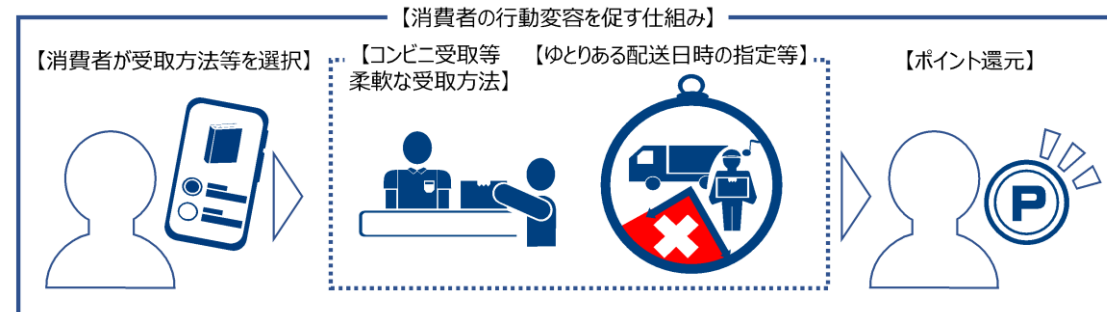
- ・ マンションにおける宅配ボックスの設置が円滑に進むよう、**宅配ボックスを設置する際の決議要件の考え方を位置づけ**（※1）。また、**令和7年5月のマンション関係法の改正**にて**集会の決議要件を緩和し、宅配ボックスのさらなる設置を促進**（※2）。

※1 共用部分の加工の程度が小さい場合は普通決議により実施可能と明記

※2 修繕等の決議は全区部分所有者の多数決から集会出席者の多数決に変更

令和6年10月 ポイント還元実証事業による再配達削減の仕組みの社会実装（国土交通省）

- ・ 宅配の再配達率の半減に向けた緊急的な取組として、**コンビニ受取や日時指定など物流負荷の低い受取方法を選択した消費者に対しポイントを還元**。
- ・ 再配達率は10.2%（令和6年10月時点）から
「1回受取」で最大1.2ポイント減少、
「置き配」で最大3.1ポイント減少。

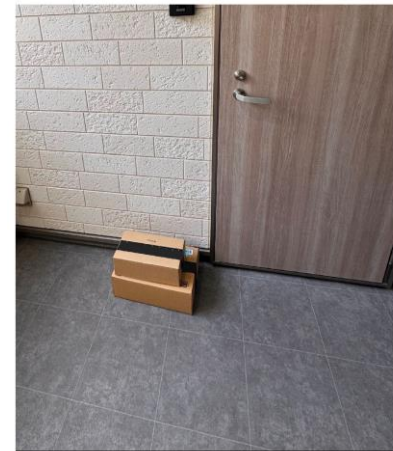
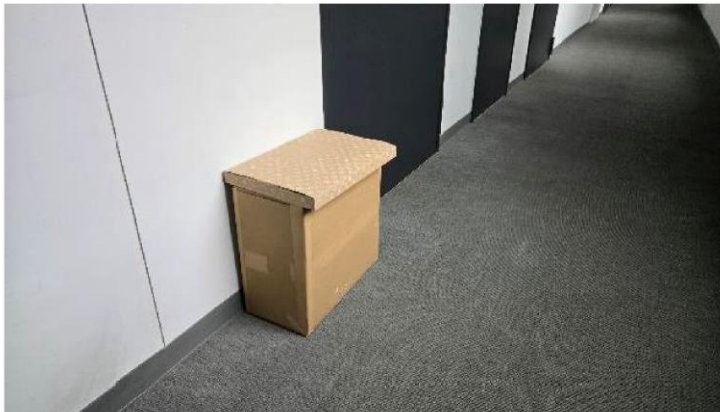


出典：令和6年7月25日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

■ 3 宅配便の再配達抑制に関する国の動向②

令和7年3月 置き配に関する使用細則を定める際のポイントを周知（国土交通省）

- 置き配の活用をより一層推進するため、マンション管理センター、マンション管理業協会等の関係団体宛てに「マンションにおける置き配の普及促進に向けた取組のポイント」の通知を発出し、置き配サービスを活用して宅配物を配達させることができる時間帯や宅配物を置くことが可能な場所等について具体的に定めるよう周知。
- 消防法に基づき、廊下、階段、避難口等に避難上の支障となるような状態での宅配物の放置は禁止されているが、当該規定の適否については、個別の廊下、階段等の幅や形状等に応じて判断し、宅配物などで避難の支障とならない少量又は小規模の私物を暫定的に置く場合は、当該規定に抵触するものではないと一般的に考えられる旨を明記。



■ 3 宅配便の再配達抑制に関する国の動向③

令和7年6月 第1回「ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会」(国土交通省)

- 再配達率の高止まりによる宅配事業者の負担の増加や、過疎地域等における持続可能な物流サービスなど、ラストマイル配送を取り巻く諸課題に対応するための方策について議論・検討することを目的として設置。
- 置き配の活用、受取場所や日時の指定、街中の宅配ボックスの利用など、多様な受取方法の社会全体への普及・浸透や、対面での受渡しを前提とした宅配サービスの在り方の変革などに向けた方策を検討。
- 現在、貨物自動車運送事業法に基づく「標準宅配便運送約款」に「置き配」の取扱に関する記載はないが、「置き配」などの多様な受取方法を、受取の際の選択肢の一つとしてどのように位置づけるか議論を開始。
- 地域住民のQOLの維持・向上の観点から、社会インフラである物流サービスの持続可能な提供に向けて、地方自治体に今後期待される役割を検討。

令和7年7月 第2回「ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会」(国土交通省)

- 物流事業者へのヒアリング(マンション配達への課題、過疎地域における配送の取組事例など)

今後8月～9月にかけて検討会でヒアリングと議論を行い

令和7年秋頃に取りまとめ

■ 4 宅配便の再配達抑制に関する本市における取組

再配達抑制のための周知啓発や公共施設への宅配ボックスの設置

- 再配達の抑制に向けて、市ホームページやイベントにおいて、多様な受取方法の活用を周知。
 - ① 時間帯指定
 - ② 配送業者の事前通知サービス
 - ③ 自宅以外の受取方法としてオープン型宅配ボックスの利用等
- 宅配ボックス事業者（Packcity Japan株式会社）と協定を締結し、公共施設の敷地内にオープン型宅配ボックスを設置（平成30年度～）。

（参考）公共施設への設置場所
幸区役所、宮前区役所、多摩区役所、麻生区役所
- 市制100周年記念事業にてヤマト運輸株式会社、Packcity Japan株式会社、富士通株式会社が連携してオープン型宅配ボックスの利用促進キャンペーンを実施。
（宅配ボックス利用者へ抽選で景品贈呈、宅配ボックスのラッピング等）

■ 5 陳情に対する本市の考え方

- 宅配便の配達においては、自宅の宅配ボックスだけでなく、時間帯指定、事前通知サービス、置き配、街中の宅配ボックスなど多様な受取方法があり、国も社会全体への多様な受取方法の普及・浸透や宅配サービスの在り方の変革などが不可欠と認識していることから、幅広い主体へ多様な受取方法の活用を促進する必要がある。
- 再配達の割合は徐々に減少していることから、条例や補助制度などの宅配ボックス設置促進に特化した施策やタワーマンションに限定した施策ではなく、時間帯指定や街中の宅配ボックスの利用など多様な受取方法について、関係部署と連携して市民向けイベントや広報物等における周知啓発の強化を行う。



置き配を活用しよう



確実に受け取れる
日時・場所を指定しよう



街中の「宅配ロッカー」を
活用しよう

(参考) 政令指定都市におけるマンションへの宅配ボックス設置促進事例

- ・ 条例による義務付け …なし
- ・ 補助制度 …新潟市（子育て世帯に限定）

出典：令和7年6月26日 ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会（国土交通省）